

令和4年9月12日

市立学校園所幼児児童生徒の保護者 様

川西市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて

秋涼の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市においては、兵庫県の対処方針に基づき、一部対策の見直しを進めているところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて、下記の通り、一部変更します。下記を含め、項目の精査しておりますので、一覧表の内容を改めてご確認いただきますようお願いいたします。

学校園所においては引き続き、感染防止対策に取り組み、子どもの健康に留意しつつ円滑な学校園所運営を推進いたします。各ご家庭におかれましては、毎日の登校前の健康観察を、引き続き徹底するようお願いいたします。

この措置は令和4年9月13日より適用となり、同日時点で患者である方にも適用いたします。この取扱いについては留守家庭児童育成クラブも同様とします。なお、今後、国や県の新型コロナウイルス感染症に関する対応について、変化があった場合には、内容に変更が生じる可能性があります。

記

1 変更点

令和4年9月12日まで

幼児児童生徒が、新型コロナウイルスに感染した場合、有症状の方は、発症日から10日間経過し、かつ、症状が消失した後72時間を経過するまで出席停止とする。無症状の方は検査日の翌日から症状が出ないまま7日間を経過するまで出席停止とする。

令和4年9月13日以降

幼児児童生徒が、新型コロナウイルスに感染した場合（新型コロナ自主療養制度を利用している場合を含む）、有症状の方は、発症日から7日間経過し、かつ、症状が消失した後24時間（入院している場合は、10日間経過し、かつ、症状が消失した後72時間）を経過するまで出席停止とする。無症状の方は検査日の翌日から症状が出ないまま7日間（5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には5日間）を経過するまで出席停止とする。

2 その他

(1) 検査キットを使用する場合は、体外診断用医薬品（医療用検査薬及び一般用検査薬）の承認を受けている検査キットを可能な限り使用してください。

(2) 出席停止解除後も、有症状患者については発症日から10日間を経過するまで、無症状患者については検査日翌日から7日間を経過するまでは、感染予防行動の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

【川西市】新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて

【令和4年9月13日～】

二重下線は前回からの変更箇所

幼児児童生徒が、

新型コロナウイルスに感染した場合 <u>(新型コロナ自主療養制度を利用している場合を含む)</u>	保健所から指示された自宅等への待機期間（入院の場合、入院期間を含む）を出席停止とする。 保健所からの指示がない場合、 ・ <u>有症状の方は、発症日から7日間経過し、かつ、症状が消失した後24時間（入院している場合は、10日間経過し、かつ、症状が消失した後72時間）を経過するまで出席停止とする。</u> ・ <u>無症状の方は検査日の翌日から症状が出ないまま7日間（5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には5日間）を経過するまで出席停止とする。</u>
医師や保健所の指示でPCR検査や抗原検査を受ける場合（ <u>念のための検査</u> を含む）	結果が判明するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状（ワクチン接種後を含む）がある場合	症状が消失するまで出席停止とする。（ただし、医療機関を受診し、左記の症状が新型コロナウイルス感染症以外の疾患によるものと診断され、かつ、学校園所での生活に支障がないと保護者が判断する場合はこの限りではありません。） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;">～発熱に対して解熱剤を使用した場合～ 解熱後、解熱剤を使用せずに、37.4 以下の状態が24時間以上続いていることを確認してください。</div>
感染が心配で、登校園所を見合わせる場合	同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校園所長が判断する場合は出席停止とする。
医療機関等において新型コロナワクチンの接種を受ける場合	学校園所に相談の上、出席停止扱いとすることができる。

幼児児童生徒と同居する家族等が、

新型コロナウイルスに感染した場合 <u>(新型コロナ自主療養制度を利用している場合を含む)</u>	陽性者の発症日の翌日から5日間を経過するまで出席停止とする。ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目からの登校園所を可とする。
医師や保健所の指示でPCR検査や抗原検査を受ける場合（ <u>念のための検査</u> を含む）	家族等の検査結果が判明するまでの期間を、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。
発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状（ワクチン接種の副反応による発熱等の症状は除く）がある場合	家族等の症状が消失するまで、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。（ただし、医療機関を受診し、左記の症状が新型コロナウイルス感染症以外の疾患によるものと診断された場合は、幼児児童生徒は出席可） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;">～発熱に対して解熱剤を使用した場合～ 解熱後、解熱剤を使用せずに、37.4 以下の状態が24時間以上続いていることを確認してください。</div>

ここでの「念のための検査」は、感染の疑いでの検査やクラスター検査を指しており、事業者や個人が自らの発意で行うPCR検査は含めません。

保育料の減額の取扱いは上記と異なり、別に定めております。また、育成料の減額の取扱いは一部上記と異なる場合がありますのでご注意ください。詳しくは市ホームページをご確認ください。

自宅待機（出席停止）期間の取扱いについて

（変更前）

幼児児童生徒が、新型コロナウイルスに感染した場合

保健所から指示がある場合は、指示に従う。

保健所からの指示がない場合、

・有症状の場合・・・発症日から10日間経過し、かつ、症状が消失した後72時間を経過するまで

	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目
有症状 児童 Aさん	有症状				無症状								
	出席停止				0日目	1日目	2日目	3日目					登校可
有症状 児童 Bさん	有症状								無症状				
	出席停止								0日目	1日目	2日目	3日目	登校可

・無症状の場合・・・検査日の翌日から症状が出ないまま7日間を経過するまで

	0日目 (検査日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
無症状 児童	無症状								
	出席停止								登校可

7日間の自宅待機（出席停止）期間中に、症状が現れた場合は、症状が現れた日を発症日とし、上記「有症状の場合」を参照。

（変更後）

幼児児童生徒が、新型コロナウイルスに感染した場合

保健所から指示がある場合は、指示に従う。

保健所からの指示がない場合、

・有症状の場合・・・発症日から7日間経過し、かつ、症状が消失した後24時間を経過するまで

	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
有症状 児童 Aさん	有症状				無症状					
	出席停止				0日目	1日目				登校可
有症状 児童 Bさん	有症状							無症状		
	出席停止							0日目	1日目	登校可

10日間を経過するまでは感染予防行動の徹底

・無症状の場合・・・検査日の翌日から症状が出ないまま7日間を経過するまで。

加えて5日目の検査で陰性の場合、6日目に解除可能。

	0日目 (検査日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
無症状 児童	無症状								
	出席停止								登校可
	出席停止						検査陰性		登校可

7日間の自宅待機（出席停止）期間中に、症状が現れた場合は、症状が現れた日を発症日とし、上記「有症状の場合」を参照。

7日間を経過するまでは感染予防行動の徹底